

(別記19) 法第4条の規定による許可申請書

様式例第4号の1

農地法第4条第1項の規定による許可申請書

××年×月×日

岐阜県知事 様

許可権限庁（申請先）を記載。

申請者 氏名 岐阜 太郎

押印不要

委任状による代理申請の場合は、申請者欄の下に「上記代理人」と明記し、住所と氏名を記載する。併せて「委任状（任意様式）」の添付が必要。

上記代理人 住所 ××××
行政書士 ××××行政書士
職印

下記のとおり農地を転用したいので、農地法第4条第1項の規定により許可を申請します。

申請書が2枚以上の複数にわたる場合は契印を押印。

記		住 所	
1 申請者の住所等	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1		
2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目
	××	××	畑
	面積 (㎡)	耕作者の氏 名	市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別
430	岐阜 太郎	その他の区域	
計430㎡ (田 ㎡、畑 430㎡)			
3 転 用 計 画	用 途		事由の詳細
	(1) 転用事由の詳細		一般個人住宅 自己住宅を建築するため。
	(2) 転用の期間又は施設の利用期		恒久的な転用となる場合は「永久」と記載。 ××年 10月 1日から 永久 完成までの期間は原則として1年以内。 (ただし、1ha以上の場合は2年以内)
(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要			
工事計画			
名 称			
棟 数			
建築面積 (㎡)			
所要面積 (㎡)			
棟 数			
建築面積 (㎡)			
所要面積 (㎡)			
土地造成			
建築 物			
小計 (建築物)			
工 作 物			
小計 (工作物)			
計			
合 計			
費用内訳 (建築費3,000万円、造成費300万円、諸経費200万円) 自己資金1,500万円及び借入金2,000万円 計3,500万円			
事業費の内訳と金額、資金調達 の自己資金・借入資金の別、金額を			
生活排水は、合併浄化槽を設置し、処理後東側水路へ排水します。 (生活排水は公共下水道に排出し、周辺農地に対する被害のないようにします) 雨水は北側道路側溝に排水します。 排水先水路については、〇〇土地改良区と協議済みです。 申請地西側は農地、北側は道路、東、南側は宅地になっています。 西側農地への土砂流出を防ぐため土留めブロックを設置します。			
排水処理や周辺農地への被害防除 措置など該当するものがあれば対策 内容を具体的に記載。 (申請地周辺の状況は必ず記載。)			

6 その他参考となるべき事項	・申請地出入りの際の水路横断に関しては、市建設課に占用について協議済みです。 ・（一時転用の場合） 農地への復元については、別紙「工事工程表」のとおり行います。	他法令等により許認可等を要する場合、その手続の状況等を記載。
----------------	---	--------------------------------

（記載要領）

- 1 申請者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載してください。
- 2 「市街化区域・市街化調整区域・その他の区域の別」欄には、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外の区域のいずれに含まれているかを記載してください。
- 3 「転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、工事計画が長期にわたるものである場合には、できる限り工事計画を6か月単位で区分して記載してください。
- 4 申請に係る土地が市街化調整区域内にある場合には、転用行為が都市計画法第29条の開発許可及び同法第43条第1項の建築許可を要しないものであるときはその旨並びに同法第29条及び第43条第1項の該当する号を、転用行為が当該開発許可を要するものであるときはその旨及び同法第34条の該当する号を、転用行為が当該建築許可を要するものであるときは、その旨及び建築物が同法第34条第1号から第10号まで又は都市計画法施行令第36条第1項第3号ロからホまでのいずれの建築物に該当するかを、転用行為が開発行為及び建築行為のいずれも伴わないものであるときは、その旨及びその理由を、それぞれ「その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

＜転用することによって生ずる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要＞

（記載内容の例）

- ・周辺農地の農業用排水施設の確保：用排水路の付け替えを行う。
- ・施設の取水計画：公共上水道から取水する。
- ・施設の排水計画：雨水排水：調整池、排水路を設置する。
汚水排水：公共下水道／合併浄化槽／浄化槽を設置する。
- ・造成時の周辺農地への被害防除計画：
土留め工事／擁壁設置／法面保護工事／緩衝地・防護柵設置を行う。
- ・周辺農地への被害防除措置：法面保護工事／緩衝地設置を行う。